

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和8年第1回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和8年7月2日（木） 10時00分から11時30分まで

2 開催場所

岡山市水道局本局庁舎 6階 多目的ホール

3 出席委員（敬称略 五十音順）

井田 千津子, 内田 かをる, 小橋 仙敬, 天王寺谷 達将, 山本 智佳

4 事務局

（1）岡山市財政局 有森次長

契約課 川西課長, 安本工事契約担当課長, 濱本課長補佐（工事契約係長）,
三宅物品契約係長, 大西指導係長, 寺田管理係長

（2）岡山市水道局 桜井次長

管財課 江本課長, 岸本課長補佐, 高田契約係長, 尾崎主任, 蔦野主事

（3）岡山市市場事業部 戸田事業長

橋本業務担当課長, 豊福担当課長補佐, 古磯主査

5 会議次第

1. 委員長選出及び委員長職務代理者の指名

2. 岡山市の契約制度について

3. 令和7年度契約制度の改正について

4. 令和7年度契約状況等の報告について

（1）岡山市契約課

（2）岡山市水道局

（3）岡山市市場事業部

5. 議題案件の抽出方法について

6. その他

(1) 次回の開催日程について

令和8年11月5日(木)午前10時から正午まで

(2) 報酬の改定について

6 会議概要

1 令和7年度契約制度の改正について

委員：この改正の背景などがわかりましたら教えてください。

市当局：ダンピング受注がニュース等で問題になったことがあります。不当に安い価格、安い受注に対しては対策が必要と以前から言われており、岡山市については多くの業務において低入札価格調査制度又は最低制限価格を実施しておりました。物価高騰に際して国から、行政の入札についても適切に契約額に反映するよう、低入札価格調査制度又は最低制限価格をすべての請負契約に導入しなさい、という通知が出ております。改めて点検をしたところ、岡山市では物品の製造の請負についてのみ制度の適用ができておりませんでした。この度、適用できていなかった点について、ダンピング受注防止等の観点から導入することになりました。

委員：資料の低入札価格調査票は市のほうで記入するのですか。

市当局：はい。この調査票に基づいて業者さんから資料を提出、またはヒアリングを行って書き込んでいき、市の中の委員会にかけて最終的に決定をするようになります。

委員：調査項目の対象物件の履行体制とは具体的にどういったことですか。

市当局：通常、応札される業者さんというのは、その業務が履行できる状況にある業者が入札に参加してきますが、実際には大変量の多い業務を抱えていて手が回らない可能性がありますので、現在各種業務のなかでどういった業務を受注されているかを確認して、体制がきちんと取られているかということを確認します。

2 (1) 岡山市契約課の令和7年度契約状況等の報告について

委員：単独随意契約について、工事の入札については件数が少ないことについて、余程のことがない限りは単独随意契約にならないようですが、その理由は何かありますか。
また、建設コンサルタント業務については、業務の性質上単独随意契約になりやすいも

のかと思いますが、その基準やどういう風に決めているか教えてください。

市当局： まず、建設工事につきましては令和7年度の建設工事では単独随意契約が2件ございました。かなり少なくなっています。工事で単独随意契約をする場合、その業者さんと契約を締結しないことには工事が立ち行かない、というケースに限って運用をしています。今回2件挙がっていますが、いずれの案件につきましても、別の案件に付随して、両方の工事を同時進行しなければ事業が立ち行かない、というものです。

建設コンサルタント業務等の案件について、こちらは単独随意契約の件数が建設工事と比べて非常に多くなっています。家屋調査という業務は、建物を建てる前に事前調査をして、建築場所の周囲の建物の状況を確認するものです。その後建設工事を行い、その建設工事が原因で周辺の建物に悪影響を及ぼしていないか確認をするために、建設工事終了後に事後調査をしています。事前と事後の調査結果を比較して、周辺に悪影響を及ぼしていないか判断するために、事後調査については、事前調査を行った業者に同じような手法で調査をしていただいています。そのため、事後調査は事前調査を行った業者と単独随意契約をしています。

工事監理業務委託について、こちらの業務は、建設工事で設計をした業者さんが、実際に建物を建てる際に、設計通りに建築工事が進んでいるかどうかを監督する業務です。

委員： 指名競争入札という制度がありますが、今回は行っていないようです。なぜこの制度を使用しないのかその理由があれば教えてください。

市当局： 地方自治法施行令の中で、原則としては一般競争入札をすることになっております。ただし条件に該当すれば指名競争入札が可能で、目的が一般競争入札に適しないとき、できる業者が少数で特定されるとき、そのほか一般競争入札にすることが不利と認められるとき、の三つですが、こちらに該当するものはあまりないと考えております。岡山市につきましては、建設工事、コンサル、物品の中では、指名競争入札をやっているものは政令市になった以降ではおそらくないと思います。ただ、制度上は可能ですので、例えば災害時に適用して、指名競争入札をすることはあると考えております。

また各担当課で行っている委託等の事例を申し上げますと、地方自治法施行令167条第2号を適用して指名競争入札をやっている案件は数件ございます。例えば、神社の修繕業務は、業務の履行には宮大工が必ず必要です。宮大工を抱える業者数は3者か4者ほどだったため、指名競争入札を行ったという事例はございます。

今回の集計では、指名競争入札と一般競争入札を分けておりません。資料では、入札の欄に一般競争入札と指名競争入札の両方が含まれております。岡山市では、昨年度指名競争入札を行ったものはおそらく5件ほどでした。

2（2）岡山市水道局の令和7年度契約状況等の報告について

委員：委託契約の中で「岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託」が約30億円ということでしたが、これは複数年分の契約ですか。

市当局：5年間の契約です。

委員：水道局の委託には指名競争入札の割合の記述がありますが、どういった案件ですか。

市当局：ほとんどの割合を占めるのが水道メーター検定満期取替業務で、計量法で定められた有効期限である8年が経過する前に水道メーターの交換取替を行う業務です。水道メーターは2か月に1度検針を行っており、検針終了から次回の検針データ作成までの時間的制限がある中で、漏水等が起きないように慎重な施工が必要であり、かつ、敷地に入って一時的な断水を伴う作業をすることから丁寧な対応が求められます。そのため、適正に履行するための経験を有する業者である必要があることから、前年度に希望者を募集し、履行能力がある業者であるかを確認したうえで、指名競争入札を行っております。

2（3）岡山市市場事業部の令和7年度契約状況等の報告について

委員：今年から市場事業部も加わったのかはなぜですか。

市当局：当初の理由は定かではありませんが、市場事業部は件数や金額がかなり少ないため今まで入っていなかったと推測されますが、規定上は岡山市が行うすべての契約が対象となるため、委員の任期が更新となるこのタイミングで市場事業部も入ってもらうようにしております。

（終了）